専用水道施設の維持管理について

専用水道の設置者は次の項目について、その施設を維持管理する必要があります。

1 水質検査

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に、水質検査計画を策定し、自ら又は水質検査機関(※)に委託して、定期及び臨時の水質検査を行わなければなりません。

なお、水質検査を行ったときは、その検査結果について、当該水質検査を行った日から起算して5年間保存してください。

• 定期検査

原則、下記「水道水質基準項目」における項目及び検査頻度で水質検査を行う必要があります。ただし、条件を満たす場合、その検査頻度を軽減又は省略することができます。

• 臨時検査

供給される水が水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に必要な項目について実施してください。

※ 水質検査機関は、環境省のホームページで確認できます。

2 健康診断

専用水道の設置者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者等について、定期(おおむね6か月毎)及び臨時の健康診断(検便)を行わなければなりません。

なお、健康診断を行ったときは、その診断結果について、当該健康診断を行った日から起算して1年間保存してください。

3 衛生上の措置

専用水道の設置者は、次のとおり、水道施設について衛生上の措置を講じなければなりません。

- 1. 取水場、貯水池、導水きょ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 2. 上記施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 3. 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0. 1 mg/1(結合残留塩素の場合は、0. 4 mg/1)以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0. 2 mg/1(結合残留塩素の場合は、1. 5 mg/1)以上とすること。

4 水道施設の維持及び修繕

専用水道の設置者は、次のとおり、水道施設を良好な状態に保つため、維持及び修繕を行わなければなりません。

- 1. 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況(以下「水道施設の状況」という。) を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。
- 2. 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

- 3. 2. の点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。以下同じ。)にあっては、おおむね1回/5年以上の適切な頻度で行うこと。
- 4. 2. の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。
- 5. 専用施設の設置者は、上記点検(コンクリート構造物に係るものに限る。)を行った場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。
 - ①点検の年月日
 - ②点検を実施した者の氏名
 - ③点検の結果
- 6. 専用水道の設置者は、2. の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、4. の措置(修繕に限る。)を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

【水道水質基準項目】

番号	項目	基準	検査頻度
_	色、濁り及び消毒の残留効果		1回/目以上
1	áπ.√m.±±	1ml の検水で形成される集落数が 100	
	一般細菌	以下であること。	1回/月以上
2	大腸菌	検出されないこと。	
_	上10.7 上1 T 787 の4人44。	カドミウムの量に関して、0.003mg/1	
3	カドミウム及びその化合物	以下であること。	
4	ナATTバスのルクMm	水銀の量に関して、0.0005mg/1以下	
4	水銀及びその化合物	であること。	
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/1 以下	
Э	セン及いその化合物	であること。	
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/1 以下であ	
O	一	ること。	
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/1 以下で	1回/3月以上
1	「	あること。	
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/1	
0		以下であること。	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/1以下であること。	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/1 以下	
10		であること。	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/1以下であること。	1回/3月
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/1以下で	以上
12	/ 分系及O**C**/ L日初	あること。	
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/1以下で	
15	かり系及 O**C **	あること。	
14	四塩化炭素	0.002mg/1以下であること。	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下であること。	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトラン	0.04mg/1以下であること。	
10	ス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/15/16/3022.	
17	ジクロロメタン	0.02mg/1以下であること。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。	
20	ベンゼン	0.01mg/1以下であること。	
21	塩素酸	0.6mg/1以下であること。	
22	クロロ酢酸	0.02mg/1以下であること。	
23	クロロホルム	0.06mg/1以下であること。	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/1以下であること。	
26	臭素酸	0.01mg/1以下であること。	
27	総トリハロメタン	0.1mg/1以下であること。	

28	トリクロロ酢酸	0.03mg/1以下であること。	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。	
30	ブロモホルム	0.09mg/1以下であること。	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。	
	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/1以下であ	
32		ること。	
0.0	7	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1	に関して、0.2mg/1
33	アルミニウム及びその化合物以下であること。	1回/3月	
0.4	DLT TO TO TO A LANGE	鉄の量に関して、0.3mg/1以下である	て、0.3mg/1以下である 以上
34	鉄及びその化合物	こと。	
35	ATT TO TO A LA A Hora	銅の量に関して、1.0mg/1以下である	
30	銅及びその化合物	こと。	
36	ナトリウムの	ナトリウムの量に関して、200mg/1以	
30	ナトリウム及びその化合物	下であること。	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/1以	
31	マンガン及Unc vonting and in the conting and in the co	下であること。	
38	 塩化物イオン	 200mg/1以下であること。	1回/月以上
			(%1)
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/1以下であること。	1回/3月
40	蒸発残留物	500mg/1以下であること。	以上
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/1以下であること。	
42	ジェオスミン	0.00001mg/1以下であること。	1回/月以上
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/1以下であること。	(※2)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/1以下であること。	1回/3月
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg	以上
	ノ	/1以下であること。	<u> </u>
46	有機物(全有機炭素 (TOC) の量)	3mg/1以下であること。	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	
48	味	異常でないこと。	1回/月以上
49	臭気	異常でないこと。	(※1)
50	色度	5 度以下であること。	
	濁度	2度以下であること。	

(※1):連続的に計測及び記録がなされている場合は、1回/3月以上とすることができる。

(※2):水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないと明らかであると認められる期間を除く。

【検査頻度を軽減できる水道水質基準項目】

下記については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値の1/5以下であるときは、1回/年以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の1/10以下であるときは、10/3年以上とすることができます。

	AT II
番号	項目
3	カドミウム及びその化合物
4	水銀及びその化合物
5	セレン及びその化合物
6	鉛及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物
8	六価クロム化合物
9	亜硝酸態窒素
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
12	フッ素及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物
14	四塩化炭素
15	1, 4-ジオキサン
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン
20	ベンゼン
32	亜鉛及びその化合物
33	アルミニウム及びその化合物
34	鉄及びその化合物
35	銅及びその化合物
36	ナトリウム及びその化合物
37	マンガン及びその化合物
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
40	蒸発残留物
41	陰イオン界面活性剤
44	非イオン界面活性剤
45	フェノール類
1	

【検査頻度を省略できる水道水質基準項目】

下記については、過去の検査の結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、各項目に応じた事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができます。ただし、省略した場合であっても、水道水質の状況に変化がないことを確認するため、1回/3年以上の頻度で検査を行ってください。

110(///2//	
番号	項目
3	カドミウム及びその化合物
4	水銀及びその化合物
5	セレン及びその化合物
7	ヒ素及びその化合物
12	フッ素及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物 (海水を原水とする場合を除く。)
26	臭素酸(浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。)
36	ナトリウム及びその化合物
37	マンガン及びその化合物
39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)
40	蒸発残留物
41	陰イオン界面活性剤
44	非イオン界面活性剤
45	フェノール類
勘案する事項	
原水並びに水源及びその周辺の状況	

番号	項目
6	鉛及びその化合物
8	六価クロム化合物
32	亜鉛及びその化合物
33	アルミニウム及びその化合物
34	鉄及びその化合物
35	銅及びその化合物

勘案する事項

原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令第1条第14号の薬品等及び同条第 17号の資機材等の使用状況

番号	項目
14	四塩化炭素
15	1,4-ジオキサン
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン

20	ベンゼン
勘案する事項	
原水並びに水源	及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)

番号	項目
42	ジェオスミン
43	2-メチルイソボルネオール
## 3 = 4=	

勘案する事項

原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を 産出する藻類の発生状況を含む。)